

案件概要書

2013年12月24日

国際協力機構アフリカ部アフリカ第4課

1. 案件名（国名）

国名：ギニア共和国

案件名：カポロ零細漁港整備計画（Project for the Construction of Kaporu Artisanal Fishing Port in Conakry）

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における水産セクターの開発実績（現状）と課題

ギニア国は、西アフリカ最大の大陸棚を有する好漁場であり、高い潜在開発性を有しているが、水産業の現状は零細規模による前近代的技術から脱却できておらず、生産性は高くない。当国政府は、水産セクターにおける5か年計画を策定し、漁業養殖生産量を2015年に221,000トンまで増大させることを掲げているが、2011年における同生産量は141,000トンに留まっている。特に、漁獲量の85%を占める零細漁業の生産性及び漁獲量の増大に資する水揚施設整備が喫緊の課題となっている。

これまでギニア国における漁港整備は、主にコナクリ市南西地域に集中して行われてきたが、既に同漁港は過密となっているため、新たな漁港整備が必要となっている。このような中で、カポロ零細漁港はコナクリ半島の北部で最も大きな零細漁業地区の一つであり、人口増加が著しい地域にも隣接していることから、直接住民に裨益するという観点からも重要な立地にある。また、現在のカポロ零細漁港は、冷蔵施設等の基本的な施設が整備されておらず、水揚げされた魚の加工・取引・流通にも支障をきたしている他、品質の低下の原因となっている。

(2) 当該国における水産セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

水産セクターは、ギニア政府の上位計画である貧困削減戦略文書（PRSP、2013年-2015年）の優先項目に挙げられている。水産セクターの5か年計画では水揚施設整備の必要性が挙げられ、カポロ零細漁港整備が優先案件として位置付けられている。また、同計画では、水産セクターにおける食料安全保障への貢献、女性・若者の就業機会の拡大・多様化、住民の収入向上等を謳っており、本事業はこれら目標に対応した内容になっている。

(3) 水セクターに対する我が国の援助方針

ギニア国の事業展開計画では、開発課題として「持続的農業・農村開発及び食料安全保障の実現」を掲げており、本案件は水揚量の増大を通じて食料安全保障に資することから、同課題に対応する内容になっている。我が国の水産分野協力実績としては以下のとおり。

・無償資金協力「ブルピネ零細漁港改善計画」（2008年、7.69億円）

(4) 他の援助機関の対応

AFD、AfDBの支援によりボッフア県の港拡張（2011年）。韓国から5台の保冷車供与（2012年）。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本プロジェクトは、カポロ漁港において、漁港の拡張、水揚げ場の整備、漁船修理施設の建設、荷捌場の建設及び関連機材の据え付けを行うことにより、水揚げ量の増大を図り、もって漁業関係従事者の収入向上及び住民の食料安全保障に寄与する。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

コナクリ市ラトマ、カポロ地区

(3) 事業概要

1) 土木工事、調達機器等の内容

【施設】漁港の拡張、水揚げ場の整備、漁船修理施設の建設、荷捌場の建設、同漁港と近隣都市部とを結ぶアクセス道路の整備

【機材】製氷機、冷凍庫等

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細は協力準備調査にて確認する。

3) 調達・施工方法：協力準備調査にて確認する。

(4) 事業実施体制

実施機関である漁業養殖省（MPA）は、全国の主要港湾開発・運営に係る調整を担っており、傘下にある地方支局（ラトマ水産支局）が実際の運営を行う計画である。実施・維持管理能力については協力準備調査にて確認する。

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類： B

② カテゴリ分類の根拠： 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる港湾セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

(6) 他スキーム、他ドナー、他案件等との連携： 特になし。

(7) その他特記事項： ①近隣の漁港でも水揚げ場整備等の要望があるところ、地域の社会経済への影響を念頭に併せて検討する。②漁港拡張に伴い浚渫が必要となる場合、十分な自然条件調査を行い慎重な検討が必要。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

水産分野における類似案件の評価によると、西アフリカでは、日本製機材等のスペアパーツの入手が困難であること、また冷凍機技術者の能力不足により維持管理に支障をきたした案件があり、機材調達及びソフトコンポーネントの検討の際には留意が必要との指摘がある。

(2) 本事業への教訓

本件においても製氷機等の輸入機材の供与が含まれるため、上記教訓を踏まえ、実施機関による維持管理計画を十分考慮し、機材仕様及びソフトコンポーネントについて検討する必要がある。

以上

〔別添資料〕 地図

【ギニア コナクリ市】



【カポロ零細漁港周辺】

